○佐久市・北佐久郡環境施設組合の組合長及び会計管理者の職務代理の指定に関する規則

平成26年10月１日規則第２号

（組合長の職務代理者）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第152条第２項の規定による組合長の職務を代理する職員は、事務局長の職にある者とする。

２　法第292条において準用する法第152条第３項の規定による組合長の職務を代理する上席の職員は、総務係長の職にあるものとする。

（会計管理者の職務代理者）

第２条　法第292条において準用する法第170条第３項の規定による会計管理者の職務を代理する職員は、出納員とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。